

別添

○「有料老人ホーム設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">老発第第 0718003 号 平成14年 7月18日 最終改正 老 発 1108 第 2 号 <u>令和 6 年11月 8 日</u></p> <p style="text-align: center;">各 { 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿 厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">有料老人ホームの設置運営標準指導指針について</p> <p>高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっていることから、下記の事項に留意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。また、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 主要な改正点 (1)・(2) (略) (3) <u>老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第135号)の施行を踏まえた重要事項説明書の改正</u> <u>老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。</u></p>	<p style="text-align: right;">老発第第 0718003 号 平成14年 7月18日 最終改正 <u>老 発 0523 第 1 号</u> <u>令和 6 年 5 月 23 日</u></p> <p style="text-align: center;">各 { 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿 厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">有料老人ホームの設置運営標準指導指針について</p> <p>高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっていることから、下記の事項に留意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。また、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 主要な改正点 (1)・(2) (略) <u>(新設)</u></p>

5 その他

(1) 本通知の適用

本通知及び標準指導指針は、令和6年11月8日から適用する。

ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うこととし、その適用日についても、令和6年11月8日以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。

(2) (略)

有料老人ホーム設置運営標準指導指針

目次

- 1 用語の定義
- 2 基本的事項
- 3 設置者
- 4 立地条件
- 5 規模及び構造設備
- 6 既存建築物等の活用の場合等の特例
- 7 職員の配置、研修及び衛生管理
- 8 有料老人ホーム事業の運営
- 9 サービス等
- 10 事業収支計画
- 11 利用料等
- 12 契約内容等
- 13 情報開示
- 14 電磁的記録等

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。

1～14 (略)

5 その他

(1) 本通知の適用

本通知及び標準指導指針は、令和6年7月1日から適用する。

ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うこととし、その適用日についても、令和6年7月1日以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。

(2) (略)

有料老人ホーム設置運営標準指導指針

目次

- 1 用語の定義
- 2 基本的事項
- 3 設置者
- 4 立地条件
- 5 規模及び構造設備
- 6 既存建築物等の活用の場合等の特例
- 7 職員の配置、研修及び衛生管理
- 8 有料老人ホーム事業の運営
- 9 サービス等
- 10 事業収支計画
- 11 利用料等
- 12 契約内容等
- 13 情報開示
- 14 電磁的記録等

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。

1～14 (略)

別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙3の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1～3 （略）

4. サービス等の内容
（全体の方針） （略）

別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙3の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1～3 （略）

4. サービス等の内容
（全体の方針） （略）

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
生活機能向上連携加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
※1 「協力医療機関連携加算」	ADL維持等加算	(I)☐	1	あり	2	なし
	ADL維持等加算	(II)☐	1	あり	2	なし
個別機能訓練加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
夜間看護体制加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
若年性認知症入居者受入加算			1	あり	2	なし
協力医療機関連携加算(※1)		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
口腔衛生管理体制加算(※2)			1	あり	2	なし
口腔・栄養スクリーニング加算			1	あり	2	なし
退院・退所時連携加算			1	あり	2	なし
退居時情報提供加算			1	あり	2	なし
看取り介護加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
認知症専門ケア加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
高齢者施設等感染対策向上加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
新興感染症等施設療養費			1	あり	2	なし
生産性向上推進体制加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
サービス提供体制強化加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
		(III)☐	1	あり	2	なし
介護職員等処遇改善加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
		(III)☐	1	あり	2	なし
		(IV)☐	1	あり	2	なし
		(V)(1)☐	1	あり	2	なし
		(V)(2)☐	1	あり	2	なし
		(V)(3)☐	1	あり	2	なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
生活機能向上連携加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
個別機能訓練加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
夜間看護体制加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
若年性認知症入居者受入加算			1	あり	2	なし
協力医療機関連携加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
口腔衛生管理体制加算(※)			1	あり	2	なし
口腔・栄養スクリーニング加算			1	あり	2	なし
退院・退所時連携加算			1	あり	2	なし
退居時情報提供加算			1	あり	2	なし
看取り介護加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
認知症専門ケア加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
高齢者施設等感染対策向上加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
生産性向上推進体制加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
サービス提供体制強化加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
		(III)☐	1	あり	2	なし
介護職員等処遇改善加算		(I)☐	1	あり	2	なし
		(II)☐	1	あり	2	なし
		(III)☐	1	あり	2	なし
		(IV)☐	1	あり	2	なし
		(V)(1)☐	1	あり	2	なし
		(V)(2)☐	1	あり	2	なし
		(V)(3)☐	1	あり	2	なし

		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
			診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
	3	名称		
	住所			
	診療科目			
	協力科目			
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
	4	名称		
	住所			
	診療科目			
	協力科目			
協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし		
	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし		
5	名称			
住所				
診療科目				
協力科目				
協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし		
	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし		
新興感染症発 生時に連携す る医療機関	1 あり			
	医療機関の名称			
	医療機関の住所			
	2 なし			
協力歯科医療 機関	1	名称		
		住所		

6～9 (略)

		(V) (7)	1 あり 2 なし
		(V) (8)	1 あり 2 なし
		(V) (9)	1 あり 2 なし
		(V) (10)	1 あり 2 なし
		(V) (11)	1 あり 2 なし
		(V) (12)	1 あり 2 なし
		(V) (13)	1 あり 2 なし
	(V) (14)	1 あり 2 なし	
人員配置が手厚い介護サービス の実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率)	
	2 なし	: 1	

6～9 (略)

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり 2 なし
	指針の整備	1 あり 2 なし
	定期的な研修の実施	1 あり 2 なし
	担当者の配置	1 あり 2 なし
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	1 あり 2 なし
	指針の整備	1 あり 2 なし
	定期的な研修の実施	1 あり 2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと	
	身体的拘束等を行う場合の様式及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	1 あり 2 なし
	2 なし	
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	1 あり 2 なし
	災害に関する業務継続計画	1 あり 2 なし
	職員に対する周知の実施	1 あり 2 なし
	定期的な研修の実施	1 あり 2 なし
	定期的な訓練の実施	1 あり 2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し	1 あり 2 なし
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり(提携ホーム名:)	
	2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし	

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり(提携ホーム名:) 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「6.既存建築物等の活用」の場合等の特例への適合性	1 適合している(代替措置) 2 適合している(将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

有料老人ホーム設置運営指導 指針「5.規模及び構造設備」 に合致しない事項	1 あり 2 なし	
合致しない事項がある場合 の内容		
「6.既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内 容		
別添 1・2 （略）		別添 1・2 （略）
別表 （略）		別表 （略）